

## ITC、337条調査の迅速化に向けた試行プログラムを開始

2021年5月21日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

5月13日、米国国際貿易委員会（ITC）は、関税法第337条に基づく調査の迅速化を目的とした試行プログラムを開始することを発表した<sup>1</sup>。このプログラムは、関税法第337条に基づく調査において、調査事項の一部を対象とした「暫定的仮決定（interim initial determinations）」の制度を導入するものである。

具体的には、ITCの行政法判事（ALJ）は、主証拠審問を実施する前に、個別の論点について証拠審問を行い、それぞれについて暫定的仮決定を下す。この暫定的仮決定は異議申立ての対象となり、異議申立てと応答を踏まえて、迅速な委員会決定につながることを期待されている。

個別の論点としては、特許権侵害、特許の有効性、特許適格性、当事者適格性、国内産業要件などが含まれ得る。このプログラムの対象とするかどうかはALJの裁量により決定される。

暫定的仮決定は主証拠審問の少なくとも45日前に下されることとされている。異議申立ては暫定的仮決定から8営業日、異議に対する応答はその後5営業日が期限とされ、ITCは原則として暫定的仮決定から45日以内に仮決定を見直すか否かを決定する。

このプログラムの対象となるのは、2021年5月12日以降に開始決定された関税法第337条に基づく調査であるが、それ以前の案件もALJの裁量により適用が可能とされている。

ITCは2年後にこのプログラムを評価し、暫定的仮決定の制度を恒久的に導入するか否かを決定する予定である。

（以上）

---

<sup>1</sup> [https://www.usitc.gov/press\\_room/featured\\_news/337pilotprogram.htm](https://www.usitc.gov/press_room/featured_news/337pilotprogram.htm)